

全施連 ニュース

発 行 者
一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会
理事長 由 岐 透

編 集 所
全施連広報部会
〒650-0016
神戸市中央区橘通 3-4-1
神戸市立総合福祉センター内
☎078-371-3930

全施連第2回社員総会開催される！

6月11日(火)～12日(水)大阪チサンホテルで全施連総会が開催されました。初日は総会議案についての社員総会の審議と引き続きデンマーク視察報告があり、2日目は冒頭に本年度の北海道大会の説明と参加要請、平成26年度大会開催予定の愛知県から準備状況の報告の後、フリートークキングが行われ、12時に解散しました。

由岐理事長挨拶

昨今の情勢は、国連の障害者権利条約の批准に向けて政府ペースで着々と法整備が出来てきています。この法整備の内容は必ずしも全施連が望んでいるような内容ではありません。『障害を理由とする差別の解消推進に関する法律』も国会に上程され6月17日に成立しましたが、これについても各障害者団体がもろ手を挙げて賛成しているわけ

ではなく、今までなかった障害者への差別禁止に向かって、一歩前進という評価の中での成立です。また、障害者総合支援法の付則2、3条の配慮規定、検討規定に対して、全施連の見解・意見をもちと各政党、厚生労働省、国に対してあげて行く必要があります。

1・第1号議案
全施連総会報告
平成24年度事業報告に関する件

平成24年度の事業報告では、障害者差別解消法などに対して意見書等を提出し差別解消法の不備などを訴えました。

また、各都道府県単位で地方議会に意見書、要望書、請願書等有効だと思われることを実行し、また、全施連の組織拡大に向けての活動を行い、その結果として岐阜県連を立ち上げることが出来ました。

その他、大分県での全国大会、義援金活動、国政への請願・要望活動、各ブロック活動、J.D(日本障害者協会)の活動へ積極的に参加したところ等の報告があり、報告は原案通り承認されました。

2・第2号議案
平成24年度決算報告に関する件
決算報告では、次年度以降にはこのままの会費の状況では活動に支障を来たことが予想されるといいう切実な課題があることが報告されました。

質疑応答の中で、会費値上げに関して県連によっては対応できる県と対応できない県もある。会費値上げに対して具体的な対策を講じている県連もあり、対応には多少の差もありました。

今後会費の改定だけでなく積極的に身内や友人・知人に賛助会員や個人会員を開拓したり、各家庭にカーナビを募ったりして対応していく等、幅広い対応策が必要との議論が出て、審議の結果、決算報告は原案通りに承認されました。

3・第3号議案
平成25年度事業計画(案)
障害者総合支援法に対して、全施連が主張してきた「入所施設の重要性」等を実現するため、3年後の見直しに向けて問題を解決できるように取り組む。

全施連の要望・主張に賛同・理解してくれる政治家をさらに増やしていく。

全施連が作成した「家族が求める暮らしのあり方」の提言を活用し国会議員や地方議会議員等に全施連の考え方を訴えていく。

全施連活動のさらなる拡大へ取り組む等の方針が提案され、各県から意見が次のように出されました。

福岡「終の住処」について育成会との協議を計画中。

鳥根「県連主催の研修会に育成会等の県内の親の会員にも参加を呼びかけている。

山口「入所施設は必要であり、通所利用者も多くが将来には入

所施設が必要になることを広く社会に訴えて行くべきだ。

茨城「県内の施設の半数近くは家族会がない。成年後見制度に関して後見人は幅が広くトラブルが多発している。

由岐理事長「全国規模の親の会や障害団体にも加盟していない家族会が多く、福祉がどの方向に進んでいるか判っていない状況にある。

また、親の会も若い会員が少なくなっており、全国組織の国へ訴える力を弱くしている。親・兄弟姉妹等幅広い声を結集して、国に伝えて行かないといけない。

日本は障害者団体がばらばらで、まとまっていないので、国に訴える力が弱くなっている。

これから全施連はその中心的役割を果たせる団体になるべく努力していきたい。

以上の議論の後、3号議案は原案通り承認されました。

4・第4号議案
平成25年度予算案に関する件
予算は昨年度の予算額より多少少ないが殆ど同じであるとの報告がありました。

以下、次ページ第1段へ

由岐理事長からは会費値上げに
関しては次回の理事会に提案する
との発言があり、4号議案は原案通
り承認されました。

5・東日本大震災 義援金活動報告

昨年度東日本大震災の被災6県
の知的障害者施設・家族会に義援金
を贈呈したが、平成25年度も第2
回目の義援金贈呈を岩手県・宮城
県・福島県中心に行うことが提案さ
れ、原案通り承認。なお、義援金の
募金活動は今年度で終了すること
が了承されました。

フリートーク

施設嘱託医問題

厚労省から今年3月29日に各障
害福祉関係主管課宛に出された「平
成25年度の指定障害者支援施設に
対する指導監督における医師配置
の取扱い等について」という通達は
平成24年4月から実施することが
決められています。

その通達では、配置医師は入所施
設利用者の初診料、再診料を請求し
てはいけないということになって
いる。理由は配置医師（嘱託医）に
は支援法に基づき支払われている
福祉サービス報酬に初診料、再診料
は含まれており、医師は二重には請

求出来ないことになってきているから
です。

問題点

配置医師（嘱託医）の嘱託医契約
額が低い場合などでは辞退する可
能性がある。または嘱託契約額が高
騰する。

厚労省の「保険医が配置医師でな
い場合については、緊急の場合また
は患者の傷病が該当配置医師の専
門外にわたるものであるため、特に
診療を必要とする場合を除き、それ
ぞれの施設に入所している患者に
対してみだりに診療を行ってほ
ならない」という通達があるので他の
医師の診察を受けられなくなる恐
れがあり、利用者本人や家族が医師
を選ぶことが出来なくなる。

もし他の病院の診療を受ける場
合は全ての医師と嘱託医契約を結
ばなければならなくなる。これでは
自由診療への選択権が奪われ、人権
侵害ではないのか。

理事長提案を可決

由岐理事長からこの問題に対し
て、「全施連として、初診料、再診
料を請求できないことから嘱託医
の辞退や診療拒否等が起きること
も考えられるので、配置基準問題の
改善をして貰うよう至急要望書を

作成する」という提案があり、全会
一致で全施連として対応をとるこ
とに賛成しました。

全施連理事会 民主党有志の会・ 厚生労働省と陳情・意見交換

3月18・19日の全施連理事会の
前に由岐理事長他理事42名で厚生
労働省障害福祉担当者3名・民主党
国会議員有志会の5名とで、衆議院
議員会館会議室で会合を持ちまし
た。

この会合は昨年10月にも三役他
5名で、最新の問題を中心に要望書
を手渡し意見交換を行っています。

その中で全施連からは国会議員の
皆様には平成18年に成立した障害
者自立支援法の下では知的障害者
が安心して生きてゆくことが難し
い。ましてや親亡き後はどうなるの
か、家族はいたたまれない気持ちで
いる。何とかしたい。また、知的障
害者には自分の想いや自己主張を
言葉で発言し、文章で表現できる人
は非常に少ないことを伝えました。

併せて厚生労働省には、実態調査
と障害者支援区分の検討は障害程
度区分の見直しではなく根本的な
改定をお願いしたいという要望も
行いました。

また、議論の中で全施連から「終
の住処はいまの制度のどこにある
か？」という問いに対して、厚生省
阿萬室長は「終の住処と言えるのは
入所施設かケアホームがそれにあ
たる」という発言があり、地域移行
一本やりでは解決できない問題が
内在していることを再確認した会
合でした。

全施連としては引き続き国会議
員や政府・厚生労働省との会合を持
ち、諸課題の解決に取り組んでゆく
ことに力を尽くす事にしています。

障害者差別解消法

国会全会一致で成立

自公民3党が合意した「障害者差
別解消法」が国会で6月17日（水）
に全会一致で成立しました。

全施連も障害者差別禁止法案に
関して国や各政党等に要望書を提
出していましたが、引き続き障害者
差別禁止の社会実現に継続した取
り組みを続けて行く必要があります。

時計台の鐘が鳴る札幌で
集まろう 我が仲間

全施連全国大会 in 札幌

10月22日(火)~23日(水)

前夜祭・観光・施設見学旅行も計画中

編集後記

ニューズ発行が停滞していたた
め、お知らせが多くなりました。近
い内に次号を発行いたします。4号
発行遅れのお詫びと、5号発行のお
知らせまで。